

# 福祉医療機構の中期目標・中期計画の変更案（概要）

## 改正理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）※において、講ずべき措置とされた事項を着実に推進するため、中期目標・中期計画を改正する。

※各事業の《 》内は講ずべき措置とされた事項（具体的内容は次ページ参照）

### ①福祉貸付事業・医療貸付事業

《業務の効率化》

- ☞ 審査期間の短縮  
[福祉75日、医療45日⇒30日]
- ☞ 借入申込書類の簡素化・融資相談の強化
- ☞ 利用者ニーズ・  
緊急時への対応 等



### ②福祉医療経営指導事業

《民間と競合する業務を廃止》

- ☞ 施設整備の計画等に資する情報提供に重点化
- ☞ 病院・医療経営指導のノウハウ普及の検討



### ③社会福祉振興助成事業

《業務の限定》

- ☞ 国として行うべき助成対象に限定



### ④福祉保健医療情報サービス事業

(WAM NET事業)

《事業の一部廃止》

- ☞ 基幹的な福祉医療情報に重点化
- ☞ 数値目標の見直し  
[アクセス⇒ヒット、自己収入]



### ⑤年金担保貸付事業等

《十分な代替措置を講じたうえで廃止》

- ☞ 現行制度における貸付限度額の引下げ等



### その他

- ☞ 不要資産の国庫納付
- ☞ 随意契約等見直し計画の実施

中期目標・中期計画  
の変更

WAM

※現行の中期目標等で既に明示されている事項を除く。

見直しの基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進

## (参考) 各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置 (抜粋)

### 【事務・事業の見直し】

講ずべき措置		具体的内容
①福祉貸付事業・医療貸付事業	業務の効率化	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
②福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。  病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
③社会福祉振興助成事業	業務の限定	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
④福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)	事業の一部廃止	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
⑤年金担保貸付事業 及び労災年金担保貸付事業	廃止	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

### 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		具体的内容
不要資産 の国庫納付	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。
	東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
	政府出資金等	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

# 年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針

平成23年3月  
厚生労働省

## 1 年金担保貸付制度の創設に係る経緯

制度創設：昭和50年11月 制度創設（当時の実施主体は年金福祉事業団）

制度創設の背景：

- ・昭和40年代に、年金生活者が生活資金を工面するため、高利貸しから年金証書を担保に高利の資金を借りることにより、生活困窮に陥る事例が見られ社会問題化。
- ・上記を受け、昭和48年の厚生年金保険法等の一部改正において、年金受給権保護の例外規定（「別に法律で定めるところにより担保に供することができる」）が設けられ、昭和49年の年金福祉事業団法の一部改正により、本制度が創設された。

## 2 年金担保貸付制度に係る事業仕分け

平成22年4月

行政刷新会議事業仕分け

- ・「十分な代替措置を講じた上で廃止」する旨の判定が出される。

平成22年12月7日

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（閣議決定）

- ・十分な代替措置を講じた上で事業を廃止する。
- ・当面の措置として現行制度における貸付限度額の引下げ等、事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

## 3 年金担保貸付制度をめぐる論点

- ・年金を担保に貸し付ける仕組み自体が問題であること
- ・制度創設当時と比較し、代替となる制度が整備されつつあること
- ・貸金業法など関連法制とのバランスを考える必要があること
- ・制度の廃止に伴う利用者のヤミ金への流出を防ぐという課題への対応が必要であること

## 4 今後の対応方針

- 平成23年度においては、別添内容の貸付限度額の引下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底を行う。
- 平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案する。

(別添)

## 平成 23 年度における貸付限度額の見直し等について

### 1. 1 回の年金支給当たりの返済額の上限を設定

(現 行)

(改正後)

1 回の年金支給額の全額未満 → 1 回の年金支給額の 1/2 以下

### 2. 年金額対比の限度額引下げ

(現 行)

(改正後)

年金額の 1.2 倍以内 → 年金額の 1.0 倍以内

### 3. 用途に応じた定額限度額の引下げ

(現 行)

定額限度額は一律 250 万円であり、用途による区別はない。

(改正後)

「医療・介護」、「住宅改修」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業費」、「借入金借換」以外の用途については、「臨時生活資金」とし、貸付限度額を 250 万円から 100 万円に引き下げる。

【参考：現行の貸付限度額】

次のうち最も低い額とする。

① 1 回の年金支給当たりの返済額 (※) × 15

(※) 1 回の年金支給額 (2 カ月分を支給) を超えない範囲  
で利用者が 1 万円単位で設定

② 年金額 × 1.2

③ 250 万円

### 4. 生活保護とのリピーター対策の強化

年金担保貸付制度の利用を契機に生活保護を受給することとなった方については、生活保護受給が終了しても 5 年間は年金担保貸付を申し込むことができない取扱いとする。

### 5. 他制度周知の徹底

生活福祉資金貸付制度や多重債務者等の相談窓口等、他制度の周知を進める。